県文連特別個人会員の会規約

(名称)

第1条 本会は県文連特別個人会員の会(以下「この会」という。)という。

(目的)

第2条 この会は、福岡県文化団体連合会(以下「県文連」という。)の特別個人会員で構成する。

(業業)

第3条 この会は、会員相互の親睦を図りつつ、県文連の活性化に寄与し、もって地域文化芸術の振興に寄与することを目的とする。

(役員等)

第4条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名

(役員の選出)

第5条 会長及び副会長は委員の互選によりこれを定める。

(役員等の職務)

第6条 会長はこの会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたるときは、その職務を代行する。

(役員等の任期)

第7条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(特別顧問)

第8条 この会の運営に関して必要な助言を求めるため、特別顧問を任命することができる。

(事務局)

- 第9条 事務局は福岡県文化団体連合会内(福岡市博多区吉塚本町13-50・吉塚合同庁舎5階)に置く。
 - 2 事務局には事務局長その他職員を置く。
 - 3 事務局長には福岡県文化団体連合会の事務局長を充てる。
 - 4 事務局の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(委任)

第10条 この規約に定めるもののほか、この会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

この規約は、平成22年5月19日から施行する。